

婚 姻 届

令和 年 月 日届出

秋田県南秋田郡井川町長 殿

受理	令和 年 月 日			
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票 住 民 票 通 知

(フリガナ)	夫 になる 人	妻 になる 人
(1) 氏 名	氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
(2) 住 所 (住民登録をしているところ)	方書 世帯主の氏名	方書 世帯主の氏名
(3) 本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地番 筆頭者の氏名	番地番 筆頭者の氏名
父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父母との続き柄	父 続き柄 母 男 養父 続き柄 養母 養 子	父 続き柄 母 女 養父 続き柄 養母 養 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☐ 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 番地番	
(5) 同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	夫 ☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日 妻 ☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 ☐ 妻 ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 ☐ 妻 ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 ☐ 妻 ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (同勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(8) 夫 婦 の 職 業	夫の職業	妻の職業
その他		
届 出 人	夫 印	妻 印
(※押印は任意)		
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 ()
	妻 年 月 日	自宅・勤務先[]・携帯

令和 年 月 日	午前 午後 時 分	受理
夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無	
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無	
使 者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無	
届 出 人	令和 年 月 日	
確認	通知	

記入の注意

鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

証 人	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	年 月 日
所	
本 籍	番地番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ ☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。

秋田県
井川町

Happy
Wedding